

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月6日

【四半期会計期間】 第87期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 シンフォニアテクノロジー株式会社

【英訳名】 SINFONIA TECHNOLOGY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 武藤昌三

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門1丁目1番30号

【電話番号】 03(5473)1807(直通)

【事務連絡者氏名】 経営企画部経理グループ長 永田敬一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門1丁目1番30号

【電話番号】 03(5473)1807(直通)

【事務連絡者氏名】 経営企画部経理グループ長 永田敬一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第86期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第87期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第86期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	10,514	13,096	62,387
経常損失()	(百万円)	1,372	501	224
四半期(当期)純利益 又は四半期(当期)純損失()	(百万円)	1,254	199	621
純資産額	(百万円)	21,562	22,390	23,284
総資産額	(百万円)	87,513	86,052	86,414
1株当たり純資産額	(円)	144.94	150.52	156.53
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	8.43	1.34	4.17
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)			4.13
自己資本比率	(%)	24.6	26.0	26.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,983	383	4,345
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	846	169	1,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,432	558	4,871
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	4,547	6,325	6,323
従業員数	(名)	3,105	3,053	3,009

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移について記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

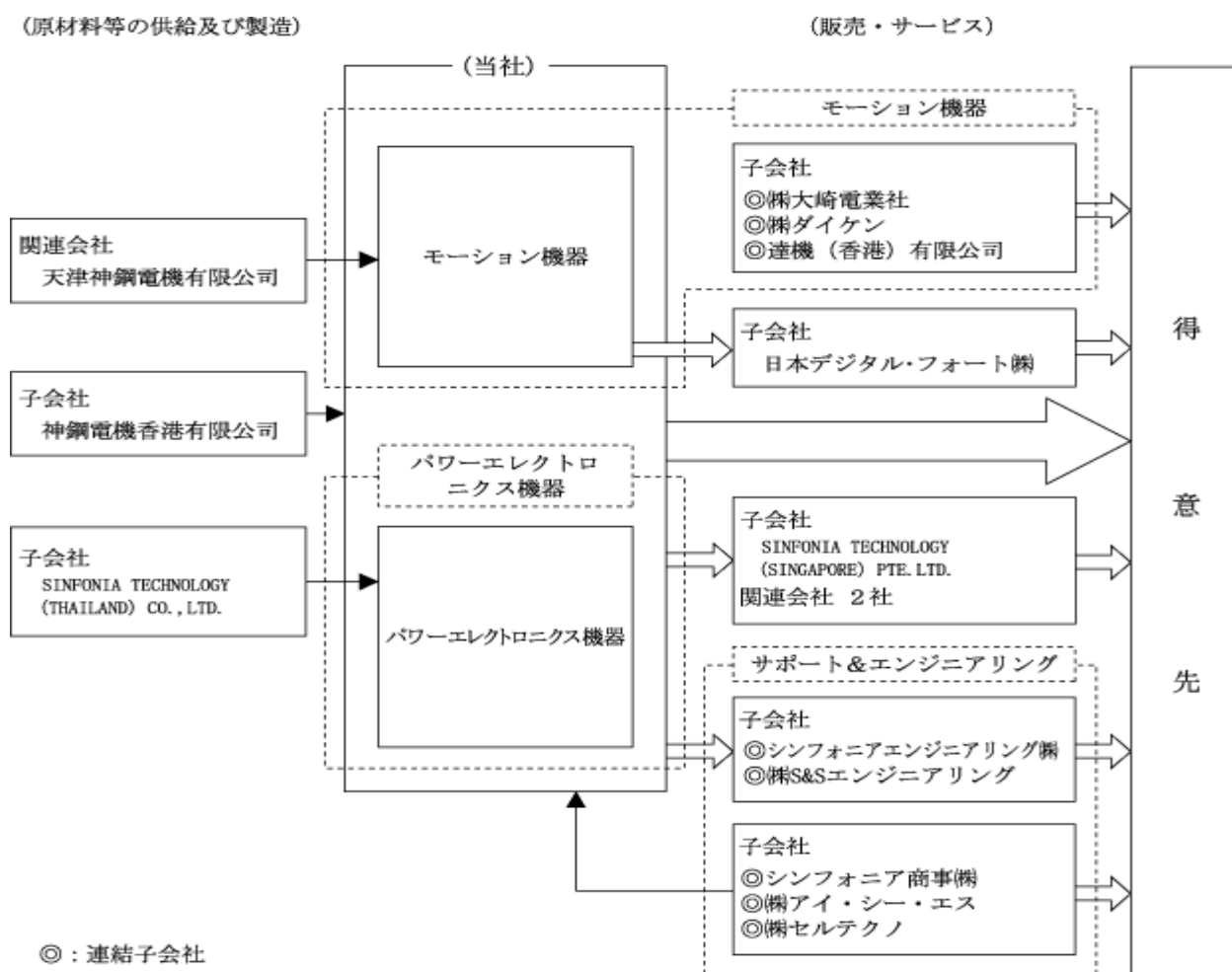
3 第86期第1四半期連結累計(会計)期間及び第87期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社12社及び関連会社3社で構成されております。主な事業内容と、当該事業に係わる各社の位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

- モーション機器・・・・・・・・・・ 当社が製造販売するほか、プリンタの一部については、子会社日本デジタル・フォート㈱が販売しております。また、クラッチの一部については、子会社㈱大崎電業社、㈱ダイケン及び達機（香港）有限公司が製造販売しております。
- パワーエレクトロニクス機器・・・・ 当社が製造販売するほか、パーツフィードの一部については、子会社SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD.が製造しております。
- サポート&エンジニアリング・・・・ 電気・機械設備工事の請負、エンジニアリングを子会社シンフォニアエンジニアリング㈱が行っており、病院内搬送システムの販売、エンジニアリングを子会社㈱S&Sエンジニアリングが行っております。また、子会社シンフォニア商事㈱、㈱アイ・シー・エス及び㈱セルテクノは、倉庫・運送業、ソフトウェア開発及び労働者派遣業等の事業分野を問わないサービスを行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用に伴い、当第1四半期連結会計期間よりセグメントの見直しを行ったため、従来の「モーション精密機器事業」「搬送機器事業」「パワーエレクトロニクス機器事業」の3区分から、「モーション機器事業」「パワーエレクトロニクス機器事業」「サポート&エンジニアリング事業」の3区分へ変更しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	3,053
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	2,143
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
モーション機器	8,164	
パワーエレクトロニクス機器	5,329	
サポート&エンジニアリング	2,484	
合計	15,979	

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 2 金額は、販売価格によっております。
 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4 当社グループのパワーエレクトロニクス機器事業は、第4四半期連結会計期間に生産が集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の生産実績には季節的変動があります。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
モーション機器	8,359		15,372	
パワーエレクトロニクス機器	5,432		13,783	
サポート&エンジニアリング	4,811		6,096	
合計	18,603		35,252	

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
モーション機器	6,707	
パワーエレクトロニクス機器	4,041	
サポート&エンジニアリング	2,347	
合計	13,096	

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 当社グループのパワーエレクトロニクス機器事業は、第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に売上が集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の販売実績には季節的変動があります。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日～平成22年6月30日）における国内景気は、輸出の増加や生産の持ち直し等により緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような景況の下で、当社グループの当第1四半期連結累計期間の経営成績は、連結売上高につきましては130億96百万円（前年同四半期比24.5%増）となりました。損益面につきましては、営業損失は3億89百万円（前年同四半期は営業損失13億41百万円）、経常損失は5億1百万円（前年同四半期は経常損失13億72百万円）となり、四半期純損失は1億99百万円（前年同四半期は四半期純損失12億54百万円）となりました。

なお、当社グループの事業構造として、公共・社会インフラ等の設備関連機器の売上が第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

モーション機器事業は、クラッチ・ブレーキ、サーボアクチュエータの需要が回復し、事業全体の売上高は67億7百万円になりました。損益面につきましては、営業利益は56百万円となりました。

パワーエレクトロニクス機器事業は、半導体・液晶機器が好調に推移し、振動機・パーツフィード、社会システム（官公庁向け電気設備）も増加したため、事業全体の売上高は40億41百万円になりました。損益面につきましては、営業損失は1億31百万円となりました。

サポート&エンジニアリング事業は、病院搬送システムが減少し、事業全体の売上高は23億47百万円になりました。損益面につきましては、営業損失は3億46百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は860億52百万円となり、前連結会計年度末より3億62百万円減少いたしました。これは、主として受取手形及び売掛金が23億71百万円減少したこと、たな卸資産が21億91百万円増加したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は636億62百万円となり、前連結会計年度末より5億32百万円増加いたしました。これは、主として短期借入金が20億円増加したこと、長期借入金が11億1百万円、支払手形及び買掛金が4億9百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は223億90百万円となり、前連結会計年度末より8億94百万円減少いたしました。これは、四半期純損失の計上及び配当金の支払等により利益剰余金が6億46百万円、その他有価証券評価差額金が2億36百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より1億円増加し、63億25百万円となりました。また、前年同四半期との比較につきましては、17億77百万円の増加となっております。

各活動別のキャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少額は、3億83百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純損失5億75百万円に対し、減価償却費6億30百万円の計上、売上債権の減少による収入23億63百万円、たな卸資産の増加による支出21億93百万円及び仕入債務の減少による支出4億3百万円等によるものであります。また、前年同四半期との比較につきましては、売上債権の回収等の減少及びたな卸資産増加による支出の増加等はあったものの、税金等調整前四半期純損失及び仕入債務の減少等により16億円の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少額は、1億69百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1億50百万円等によるものであります。また、前年同四半期との比較につきましては、有形固定資産の取得による支出の減少等により6億76百万円の増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加額は、5億58百万円となりました。これは、配当金の支払3億38百万円、短期借入金及び長期借入金の純増加8億98百万円（調達から返済を差し引いた金額）等によるものであります。また、前年同四半期との比較につきましては、短期借入れによる収入の増加等により19億90百万円の増加となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し大規模買付行為（下記3.2）において定義されます。以下同じです。）が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、創業90年の豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えておりますが、当社株券等の大規模買付行為を行う者が当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である大規模買付者（下記3.2）において定義されます。以下同じです。）により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付

行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

1) 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に向けた取組みについて

当社は、2010年度を初年度とする新中期経営計画「SFG 2012」(Speed Flexibility Global 2012)を策定し、取組を開始しております。本中期経営計画では、今後の成長が期待される中国等アジア新興国での事業拡大とともに環境・エコロジー分野での事業創出を行い、既存顧客・市場の変化にも対応し、企業基盤を更に強化することを重点として、環境の変化にスピーディーに適應しながら、当社グループがグローバルに成長することを基本方針としております。重点施策としては、海外展開、環境・エコロジー製品の拡大、事業基盤の強化、経営システムの改革及びグループ経営の強化を掲げております。

今後、当社独自の企業風土を維持・発展させていく上で、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能を支えてきた団塊世代の技能伝承は、最重要事項であります。当社が企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切に企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼の更なる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み - コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の向上と経営チェック機能の充実を図ることを目指しております。具体的な施策としては、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、会社法及び同施行規則の要件を満たす社外監査役3名を選任し、また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員の任命や、外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることを防止するための取組の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)(以下、「本対応方針」といいます。)の導入に関する議案を平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会に諮り、承認されました。本対応方針の導入の目的及び概要は以下のとおりであります。

1) 本対応方針導入の目的

本対応方針は、上記1.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針を導入することを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)若しくは()に該当する行為またはこれらに類似する行為(以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付
- () 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます。)が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(i)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(原則として60日間。以下、「取締役会評価期間」といいます。)が終了するまでの間、及び()取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置を発動するか否かの判断を行います。本対応方針における対抗措置としては、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割り当てます。なお、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、()当社社外監査役、または()社外の有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者若しくは他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。また、これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認することがあります。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしております。

なお、本対応方針の導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外の有識者により構成されております。

本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、または、()当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものといたします。

4. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、上記2.の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様が共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2.の取組は上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

本対応方針は、上記1.の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様が共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

また、本対応方針は、下記(1)から(5)までのとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様が共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されるものであり、かつ、株主意思を重視し、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足し、本対応方針の導入、更新、廃止等について株主の皆様が意思が反映されることとしており、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案が諮られ、承認されたものであります。

また、上記3.3)に記載のとおり、その有効期間は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしていますが、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、または()当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。

(3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年の定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上のとおり、上記3.の取組は上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は5億24百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	148,945,611	148,945,611	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	148,945,611	148,945,611		

(注) 提出日現在発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債の株式への転換)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権付社債

旧商法に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成17年10月14日発行)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	111
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,718,266
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 323 (注)1、2、4
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日～ 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 323 資本組入額 162
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	555

- (注) 1 平成18年10月17日及び平成19年10月17日(以下、それぞれ「第1決定日」及び「第2決定日」といいます。)まで(同日を含みます。)の各10連続取引日(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で、1円未満の端数を切上げた金額(以下「決定日価額」といいます。)が、各決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1決定日に係る修正については平成18年10月31日、第2決定日に係る修正については平成19年10月31日(以下、それぞれ「第1効力発生日」、「第2効力発生日」といいます。)以降、当該各決定日価額に修正されます。ただし、いずれの場合においても、上記の計算の結果算出される金額は、第1決定日に有効な転換価額(下記(注)2と同様の調整に服します。)の80%未満とはならないものとします。なお、各決定日の翌日から各効力発生日(当日を含みます。)までの間に、下記(注)2に従い転換価額が調整された場合は、上記により算出された転換価額は更に調整されます。
- 2 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、当社の保有する自己株式数を除きます。)をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の発行等が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも、適宜調整されます。

- 3 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
- 4 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質
- 上記(注)1に記載のとおり、発行後2回に限り一定の算式に基づき第1決定日に有効な転換価額の80%を下限として転換価額が修正され、新株予約権の目的となる株式の数の最大数が増加する場合がありますが、既に発行後2回(第1効力発生日 平成18年10月31日、第2効力発生日 平成19年10月31日)の効力発生日を経ており、今後、本条項に伴う転換価額の修正はありません。
- なお、第2効力発生日(平成19年10月31日)に転換価額を修正しており、新株予約権の目的となる株式の数の最大数は増加済みであります。
- 上記による資金調達額の変更はありません。
- 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等には、一定の条件を満たした場合に、当社が残存本社債の全部を繰上償還できる旨の条項が付されております。
- 5 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項について、所有者との取決めはありません。
- 6 当社の株券の売買に関する事項について、本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日		148,945		10,156		452

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書の写しの送付がなく、また、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 189,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 148,311,000	148,311	
単元未満株式	普通株式 445,611		
発行済株式総数	148,945,611		
総株主の議決権		148,311	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が16,000株(議決権16個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式871株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) シンフォニアテクノロジー 株式会社	東京都港区芝大門 1 1 30	189,000		189,000	0.13
計		189,000		189,000	0.13

(注) 当第1四半期連結会計期間末の自己株式数は191,799株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	226	207	202
最低(円)	202	173	177

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,378	6,354
受取手形及び売掛金	17,123	19,495
商品及び製品	820	712
仕掛品	2 11,643	2 9,859
原材料及び貯蔵品	6,026	5,727
その他	3,044	2,377
貸倒引当金	207	250
流動資産合計	44,829	44,276
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	10,171	10,238
土地	14,203	14,203
その他(純額)	5,111	5,389
有形固定資産合計	1 29,486	1 29,831
無形固定資産		
のれん	375	450
その他	194	204
無形固定資産合計	569	654
投資その他の資産		
投資有価証券	4,390	4,791
前払年金費用	4,733	5,016
その他	2,297	3,044
貸倒引当金	254	1,201
投資その他の資産合計	11,167	11,651
固定資産合計	41,223	42,138
資産合計	86,052	86,414
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,176	13,586
短期借入金	22,464	20,463
未払法人税等	37	71
受注損失引当金	2 517	2 450
その他	6,127	6,181
流動負債合計	42,323	40,753
固定負債		
長期借入金	15,823	16,925
退職給付引当金	576	572
役員退職慰労引当金	60	55
環境対策引当金	319	320
その他	4,559	4,502
固定負債合計	21,339	22,376
負債合計	63,662	63,130

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,156	10,156
資本剰余金	452	452
利益剰余金	8,179	8,825
自己株式	53	52
株主資本合計	18,735	19,382
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	303	540
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	3,360	3,360
為替換算調整勘定	10	-
評価・換算差額等合計	3,654	3,902
純資産合計	22,390	23,284
負債純資産合計	86,052	86,414

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	10,514	13,096
売上原価	9,031	10,445
売上総利益	1,483	2,651
販売費及び一般管理費	¹ 2,825	¹ 3,041
営業損失()	1,341	389
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	57	41
貸倒引当金戻入額	84	42
その他	13	13
営業外収益合計	156	97
営業外費用		
支払利息	149	139
その他	37	69
営業外費用合計	187	209
経常損失()	1,372	501
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	² 250
特別利益合計	-	250
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	323
社名変更費用	62	-
特別損失合計	62	323
税金等調整前四半期純損失()	1,435	575
法人税、住民税及び事業税	2	22
法人税等調整額	182	397
法人税等合計	180	375
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	199
四半期純損失()	1,254	199

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	1,435	575
減価償却費	701	630
受注損失引当金の増減額(は減少)	24	67
退職給付引当金の増減額(は減少)	16	4
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	4
貸倒引当金の増減額(は減少)	64	989
受取利息及び受取配当金	58	42
支払利息	149	139
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	323
売上債権の増減額(は増加)	5,249	2,363
たな卸資産の増減額(は増加)	792	2,193
前払年金費用の増減額(は増加)	376	282
仕入債務の増減額(は減少)	4,069	403
その他	1,655	116
小計	1,640	271
利息及び配当金の受取額	62	42
利息の支払額	131	127
法人税等の支払額	274	27
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,983	383
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	836	150
投資有価証券の取得による支出	3	3
貸付けによる支出	14	13
貸付金の回収による収入	5	6
その他	1	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	846	169
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	2,060
長期借入金の返済による支出	1,112	1,161
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	318	338
その他	0	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,432	558
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,263	1
現金及び現金同等物の期首残高	8,810	6,323
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,547	6,325

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ2百万円増加し、税金等調整前四半期純損失は326百万円増加しております。また、当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は371百万円であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。 2 繰延税金資産の回収可能性の判断 前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額	34,457百万円 なお、減価償却累計額には減損損失累計額194百万円を含んでおります。	34,095百万円 なお、減価償却累計額には減損損失累計額194百万円を含んでおります。
2 同一の工事契約に係るたな卸資産及び受注損失引当金	損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は250百万円であります。	損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は244百万円であります。
3 保証債務	連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD. 127百万円 (外貨建 45百万タイパーツ) 天津神鋼電機有限公司 58百万円	連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD. 141百万円 (外貨建 48百万タイパーツ) 天津神鋼電機有限公司 64百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	給料手当及び賞与 978百万円 退職給付費用 164百万円 役員退職慰労引当金 4百万円 繰入額 貸倒引当金繰入額 29百万円	給料手当及び賞与 1,063百万円 退職給付費用 176百万円 役員退職慰労引当金 4百万円 繰入額 貸倒引当金繰入額 5百万円
2 貸倒引当金戻入額		破産更生債権等に対する個別貸倒引当金の取崩額であります。
3 季節的変動要因	当社グループの事業構造として、公共・社会インフラ等の設備関連機器の売上が第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中する傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び預金勘定 4,578百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 31百万円 現金及び現金同等物 4,547百万円	現金及び預金勘定 6,378百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 52百万円 現金及び現金同等物 6,325百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	148,945,611

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	191,799

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	446	3	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	モーション 精密機器 (百万円)	搬送機器 (百万円)	パワー エレクトロ ニクス機器 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	5,111	2,778	2,624	10,514		10,514
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	20		119	140	140	
計	5,132	2,778	2,744	10,655	140	10,514
営業損失()	294	531	515	1,341		1,341

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

事業管理単位との整合性、製品の種類、性質、用途等の類似性を勘案して事業区分しております。

各事業区分の主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
モーション精密機器	高速昇華型デジタルフォトプリンタ、家庭用デジタルフォトプリンタ、昇華型フルカラーカードプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、非接触ICカード自動販売機、非接触ICカード対応ゲートシステム、自動券売機、レシプロモータ、リニアモータ、ACサーボモータ、小形DCモータ、アライメントステージ、電磁クラッチ・ブレーキ、OA機器用電磁クラッチ、リニアドライブユニット、鉄道・建設車両用電装品等
搬送機器	空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車、物品高速搬送システム、振動式搬送機器、プリント基板組立装置、コーヒープラント、パーツフィーダ、半導体・液晶製造装置用ハンドリング機器等
パワーエレクトロニクス機器	小形風力発電システム、自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水中央監視システム、上下水電気設備、ハイブリッド発電システム、道路管理用電気設備、土砂災害事前感知相互通報システム、リフティングマグネット、サブマージドモータ、超高真空溶解炉、コージェネレーションシステム、高効率中小形発電機等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高	1,520百万円
連結売上高	10,514百万円
連結売上高に占める海外売上高の割合	14.5%

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、当社事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「モーション機器事業」、「パワーエレクトロニクス機器事業」、「サポート&エンジニアリング事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品、サービスは下表のとおりであります。

報告セグメント	主要な製品、サービス
モーション機器	昇華型デジタルフォトリソグラフィ、リライタブルプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、駅務関連機器、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車、小形風力発電システム等
パワーエレクトロニクス機器	自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、鉄鋼プラント用電気システム、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒー焙煎設備、パーツフィーダ、半導体製造装置用ハンドリング機器、液晶ガラス基板用ハンドリング機器等
サポート&エンジニアリング	電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売等

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	モーション 機器	パワー エレクトロ ニクス機器	サポート& エンジニア リング	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,707	4,041	2,347	13,096		13,096
セグメント間の内部 売上高又は振替高	134	83	760	978	978	
計	6,841	4,124	3,108	14,074	978	13,096
セグメント利益又は損失()	56	131	346	420	30	389

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	150.52円	156.53円

2. 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	8.43円	1.34円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	円 なお潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	円 なお潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失()		
四半期純損失() (百万円)	1,254	199
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純損失() (百万円)	1,254	199
普通株式の期中平均株式数 (千株)	148,767	148,754

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月 7 日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 乾 一 良

指定社員
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンフォニアテクノロジー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 5日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンフォニアテクノロジー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。